

唐津市第12期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画
策定業務仕様書

1 業務趣旨

令和6年3月に策定した唐津市第11期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の見直しを行い、令和9年度を初年度とする唐津市第12期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定支援を行うことを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 介護保険制度や高齢者福祉等をめぐる制度改革の動向把握と課題整理

介護保険制度や高齢者の保健・福祉・医療等をめぐる制度改革の動向について、国の関連資料等を収集し、本計画の検討にあたっての前提条件と基本的課題を整理する。また、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する市町村の講ずる措置として、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を盛り込む。

(2) 2040年問題を見据えた介護保険事業計画の策定

地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを継承・発展しつつ、在宅医療介護連携等の取組みを本格化していくものとして検討し、段階的な施策を具体的に記載するとともに、介護職に限らない専門職を含めた介護サービスを担う人材確保のための施策を記載する。

(3) 基礎データの収集及び課題の把握・整理・分析業務

唐津市の介護保険事業や高齢者福祉事業等の取り組み状況、高齢者福祉サービス等の利用状況、高齢者要望等実態調査結果の分析を行い、計画策定に関する基礎データの収集（地域ニーズの発掘、地域資源の点検、現行体制の点検等）と、この基礎データから住民の意識・生活環境等の実態やニーズの把握に努め

るとともに、その結果を踏まえ、高齢者福祉の課題等について検討する。なお、高齢者要望等実態調査は令和7年度に実施済みであり、そのデータについては、唐津市が提供する。

- ・地域包括ケア「見える化」システム登録のためのデータ作成及びデータ登録
- ・地域包括ケア「見える化」システム等を活用した分析・課題の抽出

(4) 給付実績の集計・分析

地域包括ケア「見える化」システム等を活用した給付分析、個人別認定結果の重度化動向の分析、提供月を基本とする生活援助の利用者数・回数・単位数の動向分析を行う。

(5) 計画目標量の設定

上記の結果に基づき、国の示すサービス見込み量や保険料算定の考え方を踏まえ、第10期介護保険事業計画期間（令和9～11年度）並びに長期的視点からサービス給付の見込み等の推計を行う。

- ① 人口及び被保険者の推計（第1号被保険者数、第2号被保険者数の推計）
- ② 要介護認定者数等の推計
- ③ 介護保険サービス見込み量の算出・確保策の検討
- ④ 保険料及び利用者負担減免の試算
- ⑤ サービス見込み量等に関する県への報告支援

(6) 計画骨子案・計画素案の作成、計画素案の内容協議

上記(1)～(5)を踏まえ、必要に応じて、新たな計画の基本理念や施策体系を見直しするとともに、目標量達成のための重点的事業を検討し、計画素案としてとりまとめる。

(7) 策定委員会及び作業部会の運営支援（6回予定）

計画案の策定にあたっては、策定委員会及び作業部会を開催するので、資料作成、会議への同席、議事要録の作成等の運営支援を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案に関して唐津市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。また、必要に応じて、住民からの意見を計画素案へ反映する。

(9) 計画案の最終調整

計画素案について策定委員会等の審議を経て、内容が確定した後、「唐津市第12期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」として、成果品を納品するものとする。

4 成果品

- (1) 計画書（ワード原稿：A4判、120頁程度、PC出力2部）
- (2) 概要版（ワード原稿：A4判、8頁程度、PC出力2部）
- (3) 上記に関するデータ一式

5 その他

- (1) 本業務で作成された成果品の著作権は、原則として唐津市に帰属するものとする。ただし、受託者が著作権を保持する場合であっても、唐津市が使用、複製、頒布等を行う場合は、これを無償で許諾するものとする。
- (2) 業務の遂行に際し、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報取り扱いには十分留意すること。
- (3) 唐津市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議の上、実施するものとする。